

答 申 書
(答申第55号)
平成19年5月7日

1 審査会の結論

用地測量業務に係る成果品に関する別紙1の表の左欄に掲げる公文書のうち、異議申立てのあった同表の右欄に掲げる情報を非開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、〇〇〇〇線交安工事に係る土地境界確認書(〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番〇、〇番〇、〇番〇、〇番〇〇、〇番〇〇、〇番〇、〇番〇〇、〇番〇〇、〇番〇〇及び〇番〇〇)、土地境界確認協議書(〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番〇、〇番〇〇及び〇番〇〇)及び相続関係者調べである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対応する公文書として、平成〇年度〇〇〇〇線交安工事(地特)(〇〇)用地測量業務に係る成果品のうち、土地境界確認書(〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番〇、〇番〇、〇番〇、〇番〇〇、〇番〇〇、〇番〇、〇番〇〇、〇番〇〇、〇番〇〇及び〇番〇〇)、土地境界確認協議書(同〇番〇)及び相続関係者調べを特定し、これらの公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)、同条同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)又は同条同項第6号に規定する非開示情報に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分により非開示とされた情報のうち、①土地境界確認書(同〇番〇、〇番〇、〇番〇〇及び〇番〇〇)の立会人の氏名、②土地境界確認協議書(同〇番〇)の土地所有者の氏名、③土地境界確認書(同〇番〇〇、〇番〇〇、〇番〇〇及び〇番〇〇)の立会人の印影及び④相続関係者調べの開示を求めていることから、本件処分のうち当該部分を1号情報又は2号情報に該当するとして非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、上記①及び②については、それぞれ相続人の氏名が記載されており、相続人による持分登記がなされておらず第三者が知り得ることのできない情報であることから、当該情報は個人のプライバシーに属すると考えられる情報であり、特定の個人が識別され得る情報で、通常他人に知られたいと認められると主張する。

また、上記④については、公開を前提とした土地登記簿に記載されていない情報

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 1 月 26日	○ 諮問書の受理（諮問番号54） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成19年 1 月 31日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成19年 2 月 15日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成19年 3 月 14日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成19年 4 月 19日 （第一部会）	○ 審議
平成19年 4 月 26日 （第20回審査会）	○ 答申案審議
平成19年 5 月 7 日	○ 答申

本件処分における対象公文書及び非開示部分並びに異議申立部分

対象公文書名	非開示とした部分	異議申立ての対象部分	該当条項
土地境界確認書			
〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番〇	<ul style="list-style-type: none"> ・「立会人」欄の住所 ・「立会人」欄の印影 ・管理技術者の氏名 	— — —	条例第10条第1項第1号
同〇番〇	<ul style="list-style-type: none"> ・「立会人」欄の住所 ・「立会人」欄の印影 ・管理技術者の氏名 	— — —	条例第10条第1項第1号
同〇番〇、〇番〇、〇番〇〇及び〇番〇〇	<ul style="list-style-type: none"> ・「立会人」欄の住所 ・「立会人」欄の氏名 ・「立会人」欄の印影 ・「立会人」欄の土地所有者との関係 ・管理技術者の氏名 	— 同左 — —	条例第10条第1項第1号
同〇番〇〇、〇番〇〇、〇番〇〇及び〇番〇〇	・「立会人」欄の法人の印影	同左	条例第10条第1項第2号
	・管理技術者の氏名	—	条例第10条第1項第1号
土地境界確認協議書 (同〇番〇)	<ul style="list-style-type: none"> ・「土地所有者住所・氏名」欄の住所 ・「土地所有者住所・氏名」欄の氏名 ・「隣接土地所有者住所・氏名」欄の住所 ・「隣接土地所有者住所・氏名」欄の氏名 ・管理技術者の氏名 	— 同左 — — —	条例第10条第1項第1号
	・「隣接土地所有者住所・氏名」欄の個人の印影	—	条例第10条第1項第1号
	・「隣接土地所有者住所・氏名」欄の法人の印影	—	条例第10条第1項第2号
	・「地積」欄の更生後地積	—	条例第10条第1項第6号
相続関係者調べ	同左すべて	同左	条例第10条第1項第1号